

**平成30年度(2018年度) 第4期豊中市地域福祉計画策定支援業務  
優先交渉権者選定に係る企画提案募集要項**

豊中市健康福祉部地域福祉課

**1. 実施目的**

豊中市では、平成31年度(2019年度)を計画期間初年度とする「第4期豊中市地域福祉計画」を策定する。計画策定に際しては、的確な地域福祉の課題把握と正確な分析作業・国の動向などについて、豊富なノウハウと情報を持つ事業者の支援を求める。このため、本業務委託の受託者の選定にあたり、事業者からの企画提案募集を行う。

**2. 委託業務概要**

- (1) 業務名 : 豊中市第4期地域福祉計画策定支援業務
- (2) 業務内容 : 別紙『第4期豊中市地域福祉計画策定支援業務仕様書』を参照のこと
- (3) 業務期間 : 平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日まで
- (4) 業務委託料 : 6,820,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限金額とする。

**3. 参加資格**

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 他自治体において地域福祉計画に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずるべき地位に就任し、又は、実質的経営に関与している法人等でないこと。

#### 4. 募集日程

項 目	期 限
説明会	平成30年(2018年)2月8日（木）午前10時～11時 場所：豊中市立福祉会館第1会議室
質問の提出（電子メール）	平成30年(2018年)2月15日（木）午後5時まで（必着） ※質問に対する回答は、平成30年(2018年)2月16日（金）午後5時までに全ての参加申込者宛てに電子メールで一括回答する。なお、期限後の質問には回答しない。
企画提案書等の提出	平成30年(2018年)3月1日（木）午後5時まで（必着） ※1 書類に不備がある場合は受付しない。提出期限後到達や、受付後に発覚した提出書類の不備が期限までに補正されない場合は、失格とする。 ※2 応募が5社を超えた場合は、一次審査により審査会参加者を5社に絞る。
審査会（プレゼンテーション）	平成30年(2018年)3月20日（火）PMを予定 ※日程・時間は、応募書類受付確認後、通知する。
審査結果の通知	平成30年(2018年)3月22日（木）発送予定 ※審査結果については、文書にて通知する。
委託契約の締結予定日	平成30年(2018年)3月下旬

## 5. 質問の受付

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式5）を電子メールにて提出すること。

- (1) 提出期限：平成30年(2018年)2月15日（木）午後5時まで。
- (2) 回答方法：質問に対する回答は、平成30年(2018年)2月16日（金）午後5時までに、全ての参加申込者宛てに電子メールで一括回答する。

## 6. 企画提案書等の提出

参加申込書提出者で本案件の提案を行おうとするもの（以下「提案者」とする。）は、次のとおり本案件に関する「提案書等」を提出すること。

- (1) 受付〆切：平成30年(2018年)3月1日（木）午後5時まで（提出方法を問わず必着）
- (2) 提出方法：①事務局あてに持参（閉庁日及び時間外は受け付けない。）又は送付（発送の履歴を証明できる郵送方法、宅配便等）による。持参による提出以外の場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。  
②指定された様式等により必要部数を提出すること。  
③書類に不備がある場合は受付しない。提出期限後到達や、受付後に発覚した提出書類の不備が期限までに補正されない場合は、失格とする。  
④提出書類はいかなる場合でも返却しない。  
⑤提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。  
⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
- (3) 提出書類：①提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・片面とする。  
企画提案書のみA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚分として計算する。  
②文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。  
③提出書類の記入要領

項目	部数	内容
参加申込書 (様式1)	10部	※参加申込書については、正本1部のみ豊中市への契約権限受任者印を押印し、残りの副本9部は複写可とする。
業務経歴書 (様式2)	10部	・他自治体において地域福祉計画に関わる業務、地域福祉計画に関する市民意識調査等に関わる業務等を受託した実績は、完了したもののについて記入すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、完了したもののについて委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。

業務実施体制調書 (様式3)	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。</li> <li>・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。</li> <li>・主な勤務場所は都道府県を記入すること。</li> <li>・業務実施組織図は企画提案提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。</li> </ul>
統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野は、本業務で担当・研究する活動分野を記入すること。</li> <li>・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において地域福祉計画に関わる業務、地域福祉に関する市民意識調査等の意識調査に関わる業務を中心に記入すること。</li> </ul>
処分歴の有無 (様式5)	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無を記入すること</li> </ul>
企画提案書 (任意様式A4判 換算10枚以内)  ※枚数オーバーは、 書類不備として取 り扱う。	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案は1社1案とする。</li> <li>・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 (記入例) 「平成30年度(2018年度) 第4期豊中市地域福祉計画策定支援業務」提案書 ○○(法人名等)</li> <li>・本様式に限りA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。</li> <li>・次のとおり企画提案を求める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築に向けた地域福祉施策について</li> <li>② 市民アンケートの単純集計から見える豊中市の地域福祉課題と対応について</li> <li>③ 計画の進捗状況を測定するKPIの設定について</li> <li>④ 市民参加による計画づくりの手法について</li> <li>⑤ 策定までの作業項目・業務遂行スケジュール</li> <li>⑥ 計画書の構成及び概要</li> </ul> </li> </ul>
見積書 (A4判様式任意)	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。</li> <li>・見積書は、宛先を「豊中市長」、件名を「平成30年度(2018年度) 第4期豊中市地域福祉計画策定支援業務」とすること。</li> <li>・見積書については正本1部のみ豊中市への契約権限受任者印を押印し、残りの副本9部は複写可とする。</li> </ul>
過去に受託した 地域福祉計画	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数ある場合、代表的なもの1部(業務経歴書の参考資料として)</li> </ul>

(4) 参考資料

①第3期豊中市地域福祉計画

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/chiiki/chiikifukushi/dai2kichiikifukushi/dai3kitiikihukusi.html>

(5) 提出先：豊中市健康福祉部地域福祉課 久野・小林・後藤

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎 3階)

電話：06-6858-2220 (直通) FAX：06-6854-4344

E-mail chiikifuk@city.toyonaka.osaka.jp

## 7. 審査

市職員で構成する審査委員会を設置する。応募事業者が5社を超えた場合のみ、事前に書類審査を行い、二次審査の対象業者を5社に絞る。続いて、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションについて審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を契約予定者とする。一次審査と二次審査の審査項目は同一とするが、二次審査の採点は一次審査の結果に関わらず、新たに行うものとする。審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合、契約予定者とせず、後日、提案公募のやり直しを行う。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとする。

①日 時：平成30年(2018年)3月20日(火) PMを予定

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者ごとに別途連絡する。

②発表時間等：20分程度

(1提案者につき12分のプレゼンテーションのあと、審査会委員との8分程度質疑応答)

③資 料：当日追加配布資料及び機材持込みを可とする。

(PCを使用したプレゼンを行う場合は、提案者がプロジェクタ・PCを持参すること)

④プレゼンター：本業務に携わる担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンターを含む)とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(1) 審査項目

項目	配点
1. 業務経歴・担当者実績、業務実施体制・処分歴	14点
2. 企画提案書に対する評価	56点
【内訳】	【内訳】
(1) 仕様書の内容を実施・実現するにあたり、必要かつ十分な知識・手法・情報収集能力を有している。	(12点)
(2) 豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を踏まえている。	(12点)
(3) 市民アンケートの分析が適切か。	(4点)
(4) KPIの考え方は適切か。	(8点)

(5) 市民参加による計画づくりの手法が深く検討されているか。	(8点)
(6) 策定までの作業項目・スケジュールへの理解度	(4点)
(7) その他、市にとって有益で独創的な内容が盛り込まれている。	(8点)
3. 見積金額	30点
合 計	100点

## (2) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して、3月22日（木）発送にて文書で通知する。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議のうえ、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

## 8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき

## 9. 契約

- ①契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ②優先交渉権者と豊中市との交渉により協議が整った場合、平成30年(2018年)3月下旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。

## 10. 留意事項

- ① 企画提案にかかる提案書作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とする。
- ② 審査会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 企画提案書の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

## 11. その他

この募集要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 12. 事務局（問合せ先）

豊中市健康福祉部地域福祉課 担当：久野・小林・後藤

住 所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎 3階)

電 話：06-6858-2220 (直通)

F A X：06-6854-4344

E-mail：chiikifuk@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページURL：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>